第1章

都市マスタープランとは

1-1 策定の背景と目的

【大野市の都市マスタープラン】

- 都市マスタープランとは、都市計画法※第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、住民に最も近い立場にある市町村が、おおむね20年先の将来を展望して都市づくりの将来ビジョン、目指すべき「都市」の姿を定めるものです。
- 大野市では、平成9年(1997年)に最初の都市マスタープランを策定しました。その後、 社会経済情勢の変化や大野市の都市づくりの進捗と新たな課題に対応するため、平成23年(2011年)に改訂大野市都市マスタープランを公表しました。

【大野市都市マスタープラン見直しの背景】

- 前回の改訂から 10 年が経過し、この間に自然災害の頻発化・激甚化や訪日外国人の大幅な増加、ICT※(情報通信技術)の高度化・普及、感染症の脅威が社会に大きな変化を促すなど、社会経済情勢にさまざまな変化がありました。
- また、大野市においても前回の改訂以降、中部縦貫自動車道永平寺大野道路の開通、(都) 東縦貫線(国道 157 号バイパス)の整備、市役所庁舎新築・結とぴあ整備など都市づくり を着実に推し進めてきました。さらに、今後、令和5年度(2023 年度)末に北陸新幹線 が敦賀駅まで開業し、令和8年(2026年)春に中部縦貫自動車道の県内全区間が開通す る見通しであることが明らかになりました。
- このため、改めて現在および今後の社会経済情勢や大野市の状況を踏まえ、都市マスター プランを改訂しました。

【見直しの考え方】

- 今回の見直しは、目標年次までの中間的な見直しであること、また、都市づくりは、利用する期間も整備に要する期間も長期となるインフラ整備などを主な対象とすることから、目指すべき都市の将来像を示す「都市づくりの目標」および「将来都市構造」の部分については、これまでの考え方を踏襲しつつ、新しい考え方やより推し進めるべき事項を「都市づくりの基本姿勢」に盛り込み、分野別の都市づくりの方針の該当箇所に反映させます。
- 新たな都市づくりの考え方の中でも、人口減少、少子高齢化に対応する持続可能な都市構造の形成について、大野市の地域特性に合わせた方針として、市街地地域内の「中心拠点」に都市機能の集約を図るだけでなく、田園集落地域、山間地域それぞれに日常生活の拠点となる「地域生活拠点」を形成し、ネットワークを確立することとし、「将来都市構造」、「地域別構想」において新たに方針付けします。
- 「実現化方策」では、都市・地域のさまざまな機能や活動の持続性を高めるため、大野市 民に根付く「結の心」を基盤にして、市民・事業者、地域団体と行政が協働で進める都市・ 地域づくりの仕組みを整理します。

人 口 減 少 社 会 の お市・地域づくりの視点 持続可能な都市・地域構造 都市・地域の機能や活動の持続 大 野 市 の 地 域 特 性 に 合 わ せ た 新 た な 都市・地域づくりの考え方 の形成とネットワークの確立 の協働の都市・地域づくり

1-2 役割と位置付け

1-2-1 計画の役割

(1) 都市計画の目標や、都市・地域づくりの方針を示す

● 計画内容は、社会経済情勢の変化や自然・歴史・生活文化・産業などの地域特性を踏まえた上で、現況分析に基づき課題を明確にし、都市づくりの目標、将来都市構造、都市づくりの方針、地域づくりの方針を示します。

(2) 上位計画と整合し、個別の都市計画相互の調整を図る

● 都市マスタープランは、大野市総合計画や福井県都市計画区域マスタープラン**に即すとともに、土地利用・都市施設**・都市環境などの個別の都市計画について、相互に整合性のある取り組みを進めることができるよう、調整した姿を示します。

(3) 個別の都市計画の決定・変更の指針となる

● 都市マスタープランは、それ自体には直接的な法的拘束力はないものの、今後の都市づくりのガイドラインとして、用途地域**や地区計画*などの直接法的拘束力を持つ制度に対して方向付けをする基本指針としての役割を果たします。

(4) 都市計画に関し、地域住民の理解と協働を促す

● 都市計画は住民合意の上に進めることが必要なことから、都市のあるべき姿やまちづくりの方針などを検討するに当たり、市民の意見を反映させながら計画づくりを進めることにより、市民のまちづくりへの参加や協働を促します。

1-2-2 都市マスタープランと SDG s との関係性

- SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ[※]」にて掲げられた、平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際社会共通の目標です。
- SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の 諸課題を統合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。
- 国は、SDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追求が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。
- このSDGsの取り組みの視点を都市マスタープランに取り入れ、持続可能なまちづくり を推進することにより国際社会共通の目標達成への貢献を図ります。

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT





































1-2-3 計画の位置付けと構成

第六次大野市総合計画** まちづくりの目標と方向を明示した 大野市の最上位計画 -都市計画法-

福井県都市計画区域マスタープラン (大野都市計画区域の整備、開発 および保全の方針)

即す

-都市計画法-

大野市都市マスタープラン 市の都市計画に関する基本的方針

- ◆大野市の都市像
- (1) 都市づくりの目標
- (2) 人口フレーム
- (3) 都市づくりの基本姿勢
- (4) 将来都市構造

L

整合

連携

関連計画 ○立地適正化計画**

他法令に

基づく

○緑の基本計画**

○景観計画

など

【全体構想】

- ◆分野別の都市づくりの方針
- (1) 土地利用の方針
- (2) 交通ネットワークづくりの方針
- (3) 公園・緑地**づくりの方針
- (4) 景観づくりの方針
- (5) 災害に強いまちづくりの方針
- (6) 健全な水循環によるまちづくりの方針
- (7) 脱炭素型社会※に向けたまちづくりの方針
- (8) 健幸*で住み続けられるまちづくりの方針

【地域別構想】

- ◆地域づくりの方針
- (1) 地域づくりの方針
- (2) 大野らしい地域づくりの 土台となる「結の心」と 「進化したデジタル技術」
- (3) 持続可能な地域づくりのあり方
- (4) 市街地地域の地域づくり
- (5) 田園集落地域の地域づくり
- (6) 山間地域の地域づくり
- ◆都市マスタープランの実現化に向けて
 - (1) 都市マスタープラン実現の仕組み
 - (2) 都市マスタープランの評価と見直し

都市計画の決定または変更

- ○地域地区**・地区計画
- ○都市計画道路[※]·都市公園[※]

その他の取り組み

- ○各種条例・法制度などの活用
- └○地区レベルでのルールづくり(協定)

計画に沿った事業などの実施

※参考:上位計画による位置付け

- (1)第六次大野市総合計画(令和2年度(2020年度)策定、目標年次:令和12年度(2030年度))
- ○第六次大野市総合計画は大野市の最上位計画であり、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間で目指す、大野市の将来像や人口の見通し、まちづくりの基本目標を設定しています。
- ○「人がつながり地域がつながる 住み続けたい結のまち」を将来像に定め、その実現のため に、6つの基本目標を定めています。
- ○それぞれの基本目標に対応する施策を組み、事業を実施しています。





- (2) 福井県都市計画区域マスタープラン(大野都市計画区域の整備、開発および保全の方針) (福井県 平成 25 年度 (2013 年度) 策定)
- ○福井県都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立って都市の将来像とその実現のための大きな道筋を示すものであり、主要な都市施設や区域区分など個々の都市計画に関しては、この方針に即して定められることとなっています。
 - ■都市づくりの基本理念
- 盆地に栄えた城下町の歴史・文化を育む都市づくり 凡 例 都市計画区域 市街地(用途地域) 高規格幹線道路・地域高規格道路 国道・県道 都市計画道路(幹線街路のみ) 鉄道 主要な河川 都市公園等(10ha以上) 供用済 その他の緑地等 住宅地 商業地 友業集落に専福寺の大ケ 工業地 特に開発を 制限する地域 優良な農地を有する地域 自然環境を有する地域 その他の地域 注) 高規格幹線道路・地域高規格道路、国道・県道の 破線は概ね10年以内に供用開始 都市計画道路の破線は今後整備していく区間

1-3 目標年次

- 大野市の最上位計画となる第六次大野市総合計画は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)が計画期間となっています。
- 本マスタープランは、平成 23 年度(2011 年度)を計画期間の始期年次とし、長期的な展望に立って始期年次から 20 年後の令和 12 年度(2030 年度)を目標年次としています。
- 引き続き、第六次大野市総合計画の終期である令和 12 年度(2030 年度)を目標年次として計画的なまちづくりを進めます。



